

再建と發展を計る唯一の途であると確信する。従つて、平和條約が他日一片の紙片と化するような事態の發生を欲しない。却つて、それが長期にわたる日本の進路について明確な指針を與えるていのものであつてほしい。特に、日本の民主化のよりの將來永きにわたる日本の政治の基本原則に関する條項を設けられる場合には、その解釈に疑問の余地を残さぬより最も明確な條項を設けられたい。そうしなければ、將來、内には国内政治に無用の紛争が發生する懸念があり、外には外部よりする惡意ある内政干渉の口実を與える危險が存するからである。

およそ條約は、いかに善意をもつて作り、いかに周到な注意をもつて書いても、長い年月の経過に伴い、すくなくも部分的には時勢遅れとなり現実の事態に適應しなくなることを免れない。だから、われわれは、来るべき平和條約が、同時に、簡潔且つ柔軟性を持つよう起草され、特に將來事態の変更が予想され従つて

恒久的な規定の対象とするに適當でないような事項については、充分弾力性のある規定を設け、且つ、自働的調整の途を開いて置かれるよう希望する。

かような、條約の明確性と弾力性とに配慮がなされるに於いては、平和條約はその円滑な効果を實施を保障され、將來永きにわたつて「平和の文書」としての實を挙げることが出来よう。われわれは、それを望む。

6  
2  
内

安全保障（特に軍事基地）に関する基本的立場

(一九三〇年一一)

広い意味で安全保障には、二つの面がある。一つは国内治安で

あり、もう一つは対外安全の保障である。この二つに対するわれわれの基本的な立場は、「平和問題に關する基本的立場」の「安全保障」と「国内治安」の項で説明して

おいたとおりである。即ち、国内治安については、今日の世界では軍隊をもつて外部から国境を犯して侵略する方式よりも他国の内部に浸透して不安と擾乱とを工作しそれに乗じて暴力で政府を顛覆し傀儡政府を通じて国家を支配するいわゆる「見えざる侵略」がより多く採用されており、しかも、日本の地理的地位、国民生活の窮乏、軍隊の欠除は相まつてかような方式による侵略を誘導しやすいという事情と政府の機能をまひさせるような大規模な産業又は外国人を含む集團

除  
解  
第 7 回公開

極秘

の大規模な擾擾が占領軍の介入によつてはじめて鎮圧し得た経験や、地震、洪水、津浪のような天災に際会して占領軍の出動援助によつて社会不安と疫病の発生の防止を全うするを得た経験が示すように、今日の日本の国内治安の維持には日本の警察力の外に占領軍の存在が大きく働いているという事情とを考慮に入れば、平和條約で日本の警察力に対して制限が設けられず、(1)軍隊の欠除を考慮し日本の人口に対応して国内秩序の維持に充分な数の警察力を保持し、(2)近代的犯罪及び集團擾亂に対抗できる近代的裝備を警察が備え、(3)沿岸水域の治安維持に充分な海上警察及び裝備を持つようにしたのである。

対外安全の保障については、新憲法の規定した戦争放棄と軍備放棄に徹することが日本の安全保障の根本義である。しかし、この憲法の大原則は、憲法も明言しているように、日本の安全を挙げて世界の平和愛好国の道義的支持にかけたものであり、「正義

と秩序を基調とする国際平和」が確立されて始めて、目的を達成し得るものである。従つて、われわれは、そのような国際社会の確立を目的とする国連に対する日本の加入を連合国において支持されることを平和條約で明白にしてもらいたい。しかし、實際問題として、日本の国連加入が実現するには相当の年月を要するであろう。それまで、なんら外部からの保障もなしに無防備のまま今日の險悪な国際社会に投げ込まれることとなる日本のためなんらかの安全保障の措置を連合国において考慮してもらいたい。率直にいうことを許されるならば、平和條約が日本の完全非武装を規定するならばそれに対応して連合国において日本の独立及び領土保全の尊重を誓約されて然るべき筋合と考えるといふのである。

近時外国からの報道は、連合国当局において、日本の安全保障が、日本自身の安全保障の見地から、または自國の安全保障の見地から、または西太平洋の全般的な安全保障の見地から真剣に検討されつつあることを報道してゐる。われわれはこの種の報道に接して欣快の情を禁じ得ない。そして、上述したやうなわれわれの根本的立場がこれらの検討のうちに取り入れられてゐるものと信ずる。これらの報道のうちには、平和條約後において日本に連合國の軍事基地を設置することが安全保障措置の核心として考慮されてゐることを暗示すると同時に、この軍事基地設置案に対する日本人の反応を注意深く見まもつてゐるやうである。けだし現地住民の喜ばない軍事基地の保有がその目的を達成し得ないことは歴史上の事実によつてよく証明されてゐるからである。他面、在京外田通信員は頻りにこの問題に対する日本人の考えについて通信を送つてゐるが、それは大体に日本人の感情を否定的なものとして見ているやうである。従つて、われわれは、この問題について確乎とした見解を表示して連合國の誤解を一掃しその政策の決定を



援助しなければならぬ段階に進んでいるように感ずる。われわれの根本的立場は、次のようである。

一 占領管理の下における軍事基地

連合国はポツダム宣言で日本を占領することを決定し、日本は降伏文書で同宣言を受諾しこれを誠実に履行することを誓約し且つ連合国の管理の下に立つことを承諾してゐる。従つて、日本は、連合国最高司令官が占領管理のため必要と判定されるすべての施設について命令に従つて協力しなければならぬ立場にある。日本は、誠実に協力してきた。これは、今後も、占領管理の続く限り、変らぬところである。

二 平和條約後の軍事基地

平和條約後に連合国が軍事基地を日本に保有することとなるかどうかは、まだ、確言できない。しかし、連合国でこの問題が取り上げられていることは、われわれのよく承知してゐると

ころである。そして、

(1) 平和條約で軍事基地が規定されるとして、先例もある通り、連合国において日本の條約履行を監視するために基地を設けることが考えられる。こゝういふ意味の基地保有、いわゆる保障占領を主張してゐる連合国も現にある。かような形式で軍事基地を保有されることは、ポツダム宣言を忠実に履行してきた日本の国民感情からして決して気持のいいことではない。しかし、連合国においてこれを絶対必要として規定される場合があるとすれば、国民感情のいかに拘らず、やむを得ないと観念せざるを得ない。

(2) それとは別に、最近の新聞報道にしばしば出て来るように、日本の対外安全の保障、又は、自国の安全保障、又は西太平洋地域の全般的な安全保障の見地から連合国（複数又は單数の）が日本に軍事基地を保有することを必要と認め、所要の規定

2  
海軍  
3  
3  
8

を平和條約（又は平和條約と同時に作成される別箇の文書）に設けられることが考えられる。われわれは、これは日本にとつて結構だと考える。けれど、日本は、西太平洋に位してあり、この地域の平和の維持は、ひいて世界の平和を確立するゆえんであり、そして平和の確立は日本の最も必要とし最も念願とするところだからである。日本における連合国の軍事基地の存在によつて極東の平和が確立されるならば、それは日本の本望である。

軍事基地については、憲法の戦争放棄と軍備放棄との関連で問題とする向が多いように見受けられる。いうまでもなく日本の戦争放棄と軍備放棄は憲法にあるとおり「正義と秩序を基調とする国際平和」を確立することを目的と致すものである。又、かような国際平和が確立されて始めて始めて戦争を放棄し軍備を放棄したわが国の生存は安固たり得るものである。かよう

を国際平和を確立するため日本に軍事基地を置くことが必要であると連合国において認定し所要の規定を設けようと考えられるならば、そのことは、とりもなみえず、連合国の軍事基地が日本にあるということは日本の憲法にもとるところがなほばかりでなく、かえつて、わが憲法の精神を生かすゆえんであるとする点においてわれわれと所見を同じくせられることを意味すると思ふ。

6部ノ内  
2号

除  
第2回公開

# 極秘

## 平和條約の経済的意義

(われらの立場)

一九五〇、五、三一

### はし が き

われわれは、今民主的な平和愛好国としての日本を建設している。このために絶対的に必要な条件のひとつは、日本国民に合理的な生活水準を確保し且つこの水準を国民の刻苦勤勉を通じて向上することができるといふ明日への希望をもたせることである。しかも、このことは、日本の自立経済によつて達成しなければならぬ。でない限り、日本は、ながく他国の負担にならないで国家生活を維持することができず、しぜん独立の一員として国際社会に復帰する資格ももてないからである。

終戦以来今日までのところ、戦争の結果極度に低下した日本国民の生活水準は、米国の適時の寛大な援助によつて更に悪化することを免れたのみならず、上昇の途についた。これは、われわれの大きい感謝し、また、欣幸とするところである。が、日本経済の自立という点になるといまだ道遠しとの感じがつよというこ

とをかくすわけにはゆかぬ。

平和條約が敗戦国にたいして有する経済的意義は極めて大きいものである。平和條約が敗戦国の民主的平和國家の建設に確たる経済上の基盤を與えその経済の自立を促進助長する趣旨にたいして作成されるか、それとも政治的を考慮または応酬心によつて支配されるかは、敗戦國民に致命的な影響をもちうるものである。最近の国外からの報道は、主要連合国において主として前者からの考慮を、対日平和條約の作成について、加えられようとしていふことを察知させるものが多い。このことは、われわれに限りないよろこびを與えるものである。

賠償

われわれは、敗戦の結果として連合国にたいして賠償の責任をおりものであることをよく承知してゐる。また、賠償に関する連合国の根本原則とか主要關係国の政策というよりなものについて

もある程度承知してゐる。われわれは平和條約によつて課されるであろう賠償を忠実に履すべきでありと信じ且つ履行する覚悟であるだけ、次のようなことがらを連合国において考慮にいれていただきたいと思ふ。

日本経済の基盤は、戦争の結果、領土の縮少、それにもなり産業資源の喪失、生産施設の破壊と老朽化、蓄積資本の減少、國民所得の減少、技術進歩の停頓、国外市場及び外地市場の喪失、国内市場の收縮、人口圧力の増加等のため、著しく弱体となつてゐる。自然日本経済の生産力は減退し國民生活は人間らしい生活水準を維持するためすら外國の援助なくしてはできなくなつてしまつてゐる。かような基礎條件のもとにある日本の経済に対して、既に撤去された工場施設の外に、更に賠償として生産、動力運輸、通信等の施設が撤去されるとか、新規の生産物から賠償が取り立てられるならば、日本経済の基盤は現在より更に弱いもの



となりそれだけ国民の生活水準を低下するか、あるいは外国からの援助に依存する度合を増さざるを得ないであろう。

施設の撤去が行われる場合には、生産力の低下とか生産費の増加など当該産業に多大の打撃を與える。のみならずそれは必然的に失業の発生をともしない、又新しい資本の投下を必要としよう。

新規生産物の取立が行われる場合には、その製造に要する原料輸入のため日本経済の復興に寄與しない外貨支拂が増加することとなる外、取立られる生産物の買上げが物の裏付けのない財政支出を増加しインフレーションを誘致する虞がある。

賠償取立によるこれらの影響は、現在のせい弱を日本経済の耐え得るところではない。このことは、賠償の外に、占領軍費を負担しており、又略奪財産の返還や在日連合国財産の回復などに伴う巨額の財的負担を負わねばならぬと同時に、ばう大な戦前債務の元利償還を再開しなければならぬ立場に日本経済があることを

考えれば、たやすく理解してもらえらると思ふ。他面、連合国に於いては、ばう大な日本の在外資産を既に処分し、又はこれから処分されようとしておられる。又領土の獲得に伴つてそこにある巨大な固有、公有財産を相続するのみならずそこにある私有財産までもが在外資産と同様に処分されようとしている。彼之思ひ合せで、われわれは、既に撤去済の施設以上に賠償の取立が行われぬよう切実に希望せざるを得ないのである。

割譲地に関する経済財政事項の処理

領土の割譲に伴う経済財政問題については、賠償に関連して、一言述べたところである。この問題は、日本にとつて極めて重要



であるから、ここに一項を設けておれわれの考えを説明しておく必要があると思う。

日本は敗戦の結果、朝鮮、台湾、樺太、関東州、南洋群島などを放棄することとなった。これらの地域は、旧日本領の四三・五%、人口の上では旧日本の総人口の二九・二%を占めていた。これらの地域に在住していた日本人（内地人）は、朝鮮七十万（一九四四年）、台湾三十四万（一九四〇年）、樺太四十一万（一九四〇年）、関東州二十二万（一九四三年）、南洋群島八万（一九四〇年）で、総計二〇〇万に垂んとしていた。その統治期間は、短くて二十年余、長いのは半世紀に及んでいた。これらの地域と本土との間には、当然経済上、財政上密接な関係が存した。これらの地域の分離は、だから経済上にも、財政上にも、調整を要する幾多の事項が残されている。これらの調整の基準は、もちろん、平和條約で確立されると思う。われわれは、連合国がこの

基準を決定されるに当つては、次のような事柄を充分考慮に入れられるよう熱望してやまないものである。

（一）先ず指摘したい点は、日本のこれらの地域に対する施設が決して世にいつ植民地に対する搾取政治と目されるべきものでなかつたことである。遂にこれらの地域は日本の領有となつた當時はどれも最も未開發な地域であつて、各地域の経済的、社会的、文化的の向上と近代化は専ら日本の貢献によるものであつた。そして日本がこれらの地域を開発するに當つては、年々困難から各地域の予算に対し多額の補助金を與え、また現地人に蓄積資本のない關係上、多額の公債及び社債を累次内地で募集して資金を注入し、更に沢山の内地会社が、自分の施設を現地に設けたものであつた。一言にしていうと、日本の統治は、「持ち出し」になつていたといえるのである。

何次に指摘したいことは、これらの地域において長年にわたつて